

工事種別	工事要件
窓の断熱改修工事	<p>1 戸建住宅の場合</p> <p>1つ以上の居室において、設置される全ての窓（換気小窓、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等を除く。以下同じ。）について、内窓の取付け又は外窓若しくはガラスの交換を実施すること。ただし、窓、天井、外壁又は床の断熱改修工事と同時に改修を行う居室又は非居室（以下「部屋等」という。）においては、1枚以上の窓で内窓の取付け又は外窓若しくはガラスの交換を実施すること。</p> <p>2 集合住宅の場合</p> <p>各住戸の1つ以上の居室において、設置される全ての窓について、内窓の取付け又は外窓若しくはガラスの交換を実施すること。ただし、窓の断熱改修工事と同時に改修する部屋等においては、1枚以上の窓で内窓の取付け又は外窓若しくはガラスの交換を実施すること。</p>
天井又は外壁の断熱改修工事	<p>1 戸建住宅の場合</p> <p>(1) 1つ以上の居室又は窓、天井、外壁若しくは床の断熱改修工事と同時に改修を行う非居室において、全ての天井又は外壁について実施すること。</p> <p>(2) 高性能建材の厚さが11cm以上又は熱抵抗値が<math>2.7 \text{ m}^2 \cdot \text{K/W}</math>以上であること。ただし、S I Iが実施する平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）及び平成27年度補正住宅省エネリノベーション促進事業費補助金（以下「国事業」という。）において、施工事業者が指定されている高性能建材を使用する場合にあっては、当該事業者が施工すること。</p> <p>2 集合住宅の場合</p> <p>(1) 窓の断熱改修工事と同時に改修工事を行う部屋等において、全ての天井又は外壁について実施すること。</p> <p>(2) 高性能建材の厚さが11cm以上又は熱抵抗値が<math>2.7 \text{ m}^2 \cdot \text{K/W}</math>以上であること。ただし、国事業において、施工事業者が指定されている高性能建材を使用する場合にあっては、当該事業者が施工すること。</p>
床の断熱改修工事	<p>1 戸建住宅の場合</p> <p>(1) 1つ以上の居室又は窓、天井、外壁若しくは床の断熱改修工事と同時に改修を行う非居室において、全ての床について実施すること。</p> <p>(2) 高性能建材の厚さが9cm以上又は熱抵抗値が<math>2.2 \text{ m}^2 \cdot \text{K/W}</math>以上であること。ただし、国事業において、施工事業者が指定されている高性能建材を使用する場合にあっては、当該事業者が施工すること。</p> <p>2 集合住宅の場合</p> <p>(1) 窓の断熱改修工事と同時に改修工事を行う部屋等において、全ての床について実施すること。</p> <p>(2) 高性能建材の厚さが9cm以上又は熱抵抗値が<math>2.2 \text{ m}^2 \cdot \text{K/W}</math>以上であること。ただし、国事業において、施工事業者が指定されている高性能建材を使用する場合にあっては、当該事業者が施工すること。</p>

- ※1 換気小窓とは、障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行う窓をいう。
- ※2 助成対象住宅において、既に高性能建材が取り付けられていると公社が認めた部分の改修工事は、工事要件としないものとする。
- ※3 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム事業を実施する場合にあっては、改修前の住宅の種別に関わらず「戸建住宅の場合」とし、「1つ以上の居室」は、「改修後の社会福祉施設の各入所者の居室」と読み替える。